

## 第2回総務省・財務省合同政策会議の概要

日 時：平成21年11月27日（金）8:00～9:20

場 所：参議院議員会館 第1会議室

出席者：渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、野田財務副大臣、峰崎財務副大臣、

小川総務大臣政務官、古本財務大臣政務官ほか

議 題 ・平成22年度税制改正について

・その他

### ○古本財務大臣政務官

おはようございます。定刻となりましたので、総務省・財務省の合同政策会議を始めさせていただきますと思います。

今日は第2回目の総務・財務合同政策会議ということでもありますけれども、もうご案内のとおり、今、税制に関する議論が、政府税調で議論を進めさせていただいておりますけれども、その議論のいろんな経過やら、今、現在進行形の一番タイムリーな情報を、諸先生方と共有したいということで、催させていただいておりますので、あらかじめ本日はもう税に絞った議論ということで、よろしく願いをいたしたいと思っております。きょうは総務・財務の副大臣、政務官、それぞれ出席をさせていただいておりますので、いろんな方面から税に関するご意見を、ぜひ拝聴させていただきたいと思っております。

冒頭の頭撮りに加えまして、議事録作成に当たりましては、総務・財務のほうできちんとやらさせていただきますけれども、どうぞメディアの方々もご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

では、最初に峰崎財務副大臣の方からごあいさつをお願いします。

### ○峰崎財務副大臣

おはようございます。

第1回目はたしか65名程度の議員の参加だったと思いますが、今日はもっとあふれるかなと思って期待をしていたんですが、ちょっと少なめだなと。と申しますのも、昨日だったか一昨日、NHKで税の特集をやっておりましたけれども、自民党税調が与党であったときの模様を伝えておりましたが、私も今日、五十嵐文彦さん、自社さ政権時代の与党税調を経験したことがある数少ない1人だと思っておりますが、ほんとうにエンドレスで徹底的

に議論をするというのは、あの時代における1つの産物だったのかなと思っておりますが、今、税調が内閣に一元化するというので、毎日、税制調査会はそれこそほんとうに寝る暇もなく一生懸命やっているつもりでございますが、しかし、430人近い国会議員の皆さん方が、すべて税の問題について関心を持っていただいているのに、なかなかその議論をする場がないということが、私自身も実は大変残念だなと思っております。

そういう意味で、今日は2回目でございますが、論議の進展如何によってはあと1回、2回、どうしてもやらなければいけないと思っておりますし、今日出された意見は、税制調査会にしっかりと反映をさせていきたいなと思っているところでございます。税の問題に関して、もちろん総理をはじめとして、多くの大臣の方々もいろんなところで、さまざまな発言をされておりますが、最終的にこれが収斂されていく場はやはり税制調査会であるし、そして、それが答申案として今のところ12月11日頃というふうにはしか申し上げませんが、もう既に時間はそれほど多くなくなっております。その意味で、今日も大変重要な場でございますが、参議院は議員総会9時30分からとなっておりますので、多くの時間ありません、私はこれ以上の発言はもう終わらせていただいて、あいさつはこの程度にとどめ、ぜひ皆さんとともに、この国の形をつくっていくための税制改革、ぜひ一緒に作り上げていきたいということをお願い申し上げまして、私の方からのあいさつにかえします。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○古本財務大臣政務官

では、続きまして、総務副大臣、お願いいたします。

○渡辺総務副大臣

おはようございます。総務省の副大臣の渡辺周でございます。

峰崎副大臣の言うことに尽きているわけでございますが、これまでも大変精力的に、もう最近では連日、金曜日の夜も夜7時まで、19時あるいはその後の記者レクを入れますと19時半、20時近くまで連日行っておりまして、非常に国税もそうでございますが、税収不足が懸念される中で地方財政どうするのかと。地方税の今のマニフェストに従いますと、地方が自由に使えるお金を増やしますと、ここまでマニフェストに我々うたったわけでございます。地方団体の方々とも精力的に意見交換をしまして、やはりとにかく地方の財源をちゃんと確保してくれという、大変強い意向を受けております。原口大臣のリーダーシップのもとで、この厳しい状況下で地域主権をどうするのかという観点で我々も取り組んでおります。どうぞ皆様方の活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。それでは、早速議事に入ってまいりたいと思います。

(報道カメラ退室)

○古本財務大臣政務官

まず22年度の税制改正でございますけれども、お手元に資料をお配りしております。租税特別措置及び非課税等特別措置見直しのための論点整理のためのPTを立ち上げ、これまで議論してまいりました。それぞれ財務・総務の副大臣の方から、ご説明をいただきたいと思ひます。

○峰崎財務副大臣

租特のPTの報告案について、これは11月27日の合同政策会議、今日段階までにおける状況についてお話を申し上げたいと思ひます。

実は租特一租税特別措置及び非課税等特別措置、これは地方税の場合はそういう名称でございますが、この論点を整理をするために、プロジェクトチームを10月9日に発足をさせました。以来、この委員会にはちなみに、前に並んでおります総務・財務の副大臣・政務官、そして、社民党の阿部知子政審会長、さらに国民新党の下地政調会長にも参加をしていただいて作り上げたものでございます。以来10回にわたってこの会合を開きまして、11月17日税制調査会で報告をさせていただきました。その租特PTで、これは鳩山総理の諮問文にあるわけでありましたが、とにかくこの既得権、これは旧来の自民政権の時代に作られた、この既得権を一掃しようじゃないか。納税者の視点に立って、公平でわかりやすい仕組みを目指す観点から、租税特別措置をゼロベースから見直そうということで、私たちはそれを取り組んできたわけでございます。

まず租税特別措置の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立つ仕組み、論点整理及び租税特別措置の見直しに関する基本的な方針に関わる論点について活発に議論し、1つは租特透明化法案、これは仮称でございますけれども、その骨子案というものを取りまとめることができました。これは2年前に民主党が参議院で多数を占めたとき以来、民主党税調の中で租税特別措置が不透明だ、実態がよくわからない、効果が検証されていない、さまざまな論点がありました。それをしっかりと透明化するために、この法案を今度は

閣法で提出をさせていただきたいと思います。

ただ、論点が1つだけまだ残っておりまして、実は企業、これは法人税を中心としてその企業名を、租特を受けている企業名を公表すべきである。私たち民主党は、ある意味では政官業の癒着の構造の1つの温床にもなっていたので、そういった点は明らかにしたらどうだということを主張してまいりましたけれども、中には、中にはというよりも、有力な意見として、いやいや、それを明らかにするということが、企業の企業行動・企業戦略に影響を与えるから、これは考え直すべきではないか。こういうところで意見が実は対立をしているところございまして、これらの点についてはまた税調の場で議論をして、まとめたいと思っていますところでございます。

それから、もう1点は、租税特別措置の見直しに関する基本方針案ということをもとめたわけでございます。具体的には、これは「ふるい」ということでこれを作り上げたわけございまして、お手元に資料が入っていますかね。

資料3というところで「報告」、租特の見直しのプロジェクトチームと。

そういう中身がそこに記載されているとおりでございまして、あまりくどくど申し上げません。透明化法の骨子と並んで見直しに対する基本方針ということで、その資料の後ろの「別紙3」というところに、見直しの対象、見直しの方針、そして、次の「別添」というところに、政策税制措置の見直しの指針ということで、これは国税・地方税ともに、この6つのテストを背景として、今ある租税特別措置について全面的に見直しをしていこうじゃないか。非課税等特別措置に対する全面的な見直しをするための6つのテスト、「ふるい」と通常呼んでいるわけでありまして。合理性があるかどうか、有効性があるかどうか、相当性があるかどうか、こういうことを通じて私たちゼロ次査定ということで、もう既に各省庁にこのゼロ次査定案については、配付をしているところでございます。

それ以降、この要望案につきまして、ゼロ次査定に対する反論、そして、それに対して査定側に当たった総務及び財務の見解、あるいは税調メンバーの中で意見交換をいたしまして、どうしてもまだ調整がつかないものについては、政務官を中心にして、随時調整チームということを通じながら、各省庁と今論議をしているところでございます。昨日のテレビ放映なんかでも皆様ごらんになったと思いますが、古本政務官やあるいは小川政務官が各省庁と、小川政務官の場合は昨日から報道され始めましたけれども、各省庁との間の税の担当の副大臣と、今、このゼロ次査定に対する対応を進めているところでございます。この結果、また第1次査定ということで、終わったものを来週の早々には1次査定

案という形で提示できるというふうに、今のところなっているところでございます。

私の方からはとりあえず租税特別措置の問題については、その程度にとどめさせていただきたいと思います。

○古本財務大臣政務官

では、続いて総務副大臣お願いいたします。

○渡辺総務副大臣

それで、地方税分の租税特別措置の見直しにつきましては、今、国税に準ずる形で行ってまいります。特に固定資産税、不動産取得税、自動車関係税、これは一定の外形基準に合致する措置について、特に厳格な見直しを行うことにいたします。外形基準というのは何かといいますと、3つ申し上げます。1つは、実施期間が長期にわたる、10年を超えているもの。2つ目が、適用件数が少ないもの、年間100件未満です。それから、3つ目が、適用金額が小さい、1億円未満、中にはいろんな特例措置の中には1件当たり数千円、数万円程度のももございます。果たしてこれが政策的なインセンティブを果たしているかどうかという点から検討しまして、今申し上げたこの3つについて合致するのは、特に厳格な見直しを行っております。

今、いわゆる租特透明化法案につきましては、税負担軽減措置等の適用実績を透明化するために、地方税の特例に係りましても、今、国税と同等に厳しく精査をしております、国会報告を行うとともに、公表するというようにしております。個別のことにつきましては、このほかお手元の資料の中にもございます。地方6団体から、皆様方のところにも地元的首長さん等から、幾つかのいろんな形で要望や意見が来ていると思いますけれども、全国知事会、全国市町村会、市長会等からは、さまざまな地方からの要望が冒頭申し上げたとおりでございます。それも踏まえながら、ただし、すべてにおいてこれは我々が最終的に政治が判断をするということでございます、今協議をしているところでございます。

また後ほど細かい個別の問題につきましては、政務官から説明があると思いますが、私の方から以上にさせていただきます。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございました。あと、資料をもう1点だけご説明させてください。租特の個別の項目が、それぞれ国税分と地方税分をA4の横書きで入ってございます。これ、それぞれ項目で各省からこういった形で、要望をいただいているということの一覧表をお付けいたしてございます。

今、ご紹介のありましたゼロ次査定というものなんですけれども、これは実は来週の月曜日に税制調査会の場で、皆様が所属されておられる各委員会の代表のラインとして、政府側のラインとして副大臣にご出席をいただいております。もしくは政務官にご出席いただいております、それぞれの方々に1次査定案というものを outsizing させていただきたいと思っています。おそらくそれが議論のスタートになるかというふうに思っております、その1次査定案を来週の月曜にお配りをいたしますので、それをもってまた各副大臣に、各省政策会議をぜひ開いていただきたいというアナウンスをいたしたいと思っておりますので、1次査定としてのいわゆる俗に言う○(マル)・×(バツ)・△(サンカク)というものを、その際に各省政策会議を通じて、また諸先生方もごらんをいただければと思っております。

なお、ゼロ次査定案、つまり、今、正直言いまして、もうぐじゃぐじゃでやっておりますゼロ次査定案については、各省のラインにお渡しをいたしておりますし、もちろん事務局の方にもございますので、別途ご入り用の諸先生方いらっしゃれば、いただければまた段取りいたしますので、今日のところはちょっと項目だけになっております大変申しわけございません。あわせて、峰崎副大臣のほうからは、ぜひこの主要事項ということで整理している、おそらく一番関心の高い分野をご説明します。

#### ○峰崎財務副大臣

すみません、皆さんの関心の高いところを言い忘れていまして、資料2というのがございますが、1枚物でございます。これは平成22年度税制改正の検討項目として整理をしたものでございます。一番上の租税特別措置の見直し、これは非課税等の特別措置の見直し、地方税の場合はそうありますが、これが要望項目と言われているもので、各省庁からこの租特に対する様々な要求が出てきたことに対して、今お話を申し上げた「ふるい」にかけているものでございます。

いわゆる「租特透明化法案」以下が主要項目、事項でございます、租特透明化法案は先ほど申し上げたような観点からつくられた法律案でございます、来年度の通常国会に提出をする予定でございます。以下、納税環境整備というのは、納税者番号制度と一般に言われているものでございますが、これは表現ぶりは「国民安心番号」というふうに付けようかという案が有力になっていますけれども、まだ名称は決まっていますが番号制度。さらには国税不服審判制度を含めた納税者権利憲章、あるいは、今、行政手続法だったでしょうか、改正案が出てまいりますので、国税通則法の改正問題など、あるいは罰則の強

化といったことがここに入っています。

それから、暫定税率の廃止というのは、もう皆さんご存じの道路特定財源だったものを一般財源化したのに、依然として残っている暫定税率の廃止という大変重要な問題でございます。個人所得課税の問題は言うまでもありません、給付付き税額控除だとか、あるいは、今、子ども手当と絡んで扶養控除の廃止問題などが出ているところでございます。エネルギー課税については、これは先ほどの環境税の問題などとも関係してまいります、エネルギー課税等。それから、地方環境税、それから、たばこ税、これも禁煙議連からも私どものほうに申入れが実は昨日段階でありました。さらに法人課税、国際課税、市民公益課税ということで、これは寄附税制と言っておりますが、さらに資産課税、これは相続税・固定資産税などを中心とした問題がここに入っているわけでございます。さらに地方税では、事業税の問題であるとか、様々な地方分権に対応した税のあり方について。

そして、最後に「税制抜本改革実現に向けての具体的なビジョン」、これも議論いたしますので、それを入れれば何でも入ってしまうということでございますが、意識していただきたいのは、まだ衆議院で新人で当選された方は、おそらくまだ見ておられないと思いますが、昨年の税制改正の法案が出てまいりまして、そこに附則104条というところで、自由民主党・公明党政権は実は法律の中で、景気がよくなったら2011年に消費税を上げますよということを中心にしながら、税制の中期指針を出しております。これに対して私たちはどういう考え方をもつべきなのかということも含めて、実はそろそろしっかりとした対案を出さなきゃいかんということもございますので、今、以上申し上げた租特の問題、そして、主要な事項と挙げております、たくさんあり過ぎてどこから発言していいかわからないかもしれませんが、これらの点について今日は、ぜひすべての問題について率直に、あと時間は1時間ちょっとしかございませんけれども、皆さん方のご意見をお聞かせ願いたいという場でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○古本財務大臣政務官

はい、それでは、ご意見をお願いいたします。どうぞ、・・・さん。

○・・・議員

今、峰崎副大臣のほうから、すべての項目についてこれを1時間半で出してくれと言われても困ります。

○峰崎財務副大臣

はい。

○・・・議員

ということで、私は個別の税制について今日言うつもりはありません。基本的なところでお聞きしたいんですが、税調の議論の中に納税者の声をどのように聞くのか、反映するのかということを確認をしたいと思います。というのは、今の税制調査会のメンバーを見させていただきますと、各省の副大臣以上でというのは政府側の人たちだと私は理解をしております。政府側以外のメンバーは社民党の阿部さんと国民新党の下地さんということで、若干失礼な言い方かもしれませんが、政府側の人間というのは立場としては、税金を使う立場だと私は理解をしております。気持ちは違うと思いますけれども、立場としてはそういうことですから、そうすると、ほんとうの意味での納税者の声というのは、だれがどの場で発言をするのかということを確認したいと思いますし、その意味で言いますと、今、峰崎副大臣はこれ全部一括してと言いましたが、私はそれぞれ項目別に1時間ないし2時間とって、やはり議員なりの意見を聞くべきだと思いますので、ぜひこれは採用していただきたいと。一括でやれと言われても、1時間半の中でこれだけのものを一括で言えるわけありません。それぞれの項目が私は2時間でも多分足りないと思います、それぞれ議員が言いたいところは。ぜひこれは採用していただきたいと。

○・・・議員

今の・・・さんの発言には大いに賛成ですが、それプラスですね、我々一兵卒から見ると、政府税調で一生懸命議論をなさっていると思うんですが、その議論なさっている姿等は全然見えません。それ以外によく見えますのは、副大臣クラスとか、あるいは政務官クラスの皆さん方が、例えばわかりやすく申し上げますと、暫定税率はマニフェストでは廃止になっておりますが、それはスルーで環境税にしたほうがいいんじゃないとか、あるいは、タイムラグを置いてやるべきだとか、あるいはたばこ税にいたしましても、これ健康面からなのか、税収不足の面からなのかわかりませんが、いろんな議論がぼんぼんと聞こえてきます。我々からすりゃ、これは野党時代でありや閣内不一致じゃないかと、幾らでも議論すべき材料になるわけですが、その辺のことについては、もう少し慎重に発言をしてもらいたいということも、あわせて今の・・・さんの発言にプラスしておきたいと思えます。

○古本財務大臣政務官

はい、ほかどうですか。はい、どうぞ。

○・・・議員



衆議院議員の・・・でございます、ご苦労さまでございます。

ちょっと違う話ですけれども、総論的な話として、租税特別措置をゼロベースで見直す。これは税の世界でやっておられる方にとっては、1つの理念として頑張っていたことも大事だと思いますが、別に政治は租税の簡素化のためにあるわけではなくて、国民生活を豊かにすることだと、要するに経済というものが非常に大事だと。そして、今、経済がデフレの様相も呈しておりますし、GDP、7-9月は非常に高い水準でしたけれども、これ一部中国の輸出だけで牽引している状況で、むしろ現状は極めて厳しいと。そういう中で、民主党は中小企業というものを大事にしなければいけないということを、政権公約でもうたっておりますし、地域経済の根幹ですから。そういう中でこれを見ると、中小企業の研究開発税制も投資関係の税制も全部租特ですよ。あるいは情報関連の投資も、これ全部廃止の対象になっていると。もっと言えば、ナフサの免税についても、これも対象になっていると。これは皆さんの気持ちはわかるけれども、少しこれは行き過ぎじゃないかと思ひます、率直に。

それで、やっぱり政治主導の体制というのは、これ官僚がね、財務省、私も主税局にいましたから、主税局の係長が言うのはわかりますよ、こういうことは。しかし、政治主導というのはやっぱりそういう税制の簡素化だけじゃなくて、経済全体の大局を見通すのが政治主導の意味であって、ミイラ取りがミイラになってはいけないと思っておりますので、ぜひ経済に対する考え方というものを、やっぱりこれ鳩山政権にとっても、政権を維持するためにも大事ですし、国民生活の観点から最も大事な話だと思いますので、その点をぜひ考慮に入れていただきたいと思ひます。自分個人の、これは私の利益じゃないんですよ。私、缶ピースを吸う愛煙家でもありますけれども、たばこ税は、これはやむを得ないと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○峰崎財務副大臣

ちょっと、これからまだずっと議論が続くので結構なんですけど、おそらく各省庁まいでこのような政策的な論議をする場というのは、この場がおそらく初めてじゃないかと思ひうんですね。なぜそういうことを言っているかという、いわゆる政策調査会が廃止をされたわけです。そうすると、どういうふうにかこれそれぞれの政策マターを、全国会議員が参加をできるようにするのかということで、私たちは大変苦慮したわけです。それで、税制調査会の総会としてやろうじゃないかという提起をしたんですが、どうも税制調査会の総会というよりも、これはやはり担当している総務と財務の両省が、共催という形でこれ

で2回目なんですね。

今も・・・さんからありました、・・・さんからありましたように、本当に1つ1つの課題はものすごく重いんですよ、重いし時間をかけたほうがいいんです。しかし、毎日この会議をやりたいぐらいなんです、しかし、これ、今、国会が開会されていて、そして、新しくできた仕組み、すなわち政府税制調査会を今までは党の中でやっていたのを全部中に入れました。なぜ入れたかというのは、皆さんご存じのように、自民党の場合は、権限のない、つまり職務権限のない方々が今まで決めて、そして、国会に答弁立つのはそこで決めた人ではなくて、実は内閣の人たちが決めていた。やはりこれは職務権限と責任のある人と一致させたほうがいいんじゃないのかということ、こういう仕組みを実はつくったわけでありまして。そういう意味で、今お話しあったように、1つ1つ重要な課題でございますので、大いにこれからも議論を展開しますが、限られた時間でございますので、ほんとうに全員の皆さん方が納得されるかどうかということまで、ほんとうに議論が展開できるかどうか。

できる限りの私たちは条件を提示して、そして、先ほどお話があったように、我々税制調査会の中に入っているメンバーは、もちろんいろんな方々から意見を聞くわけでありまして、今までは形の上では各府省の政策会議で、いろんな人たちの意見を聞いてくださいと。中には経産省、私ども財務省もそうでしたけれども、インターネットで公募して、いろんな意見出してくださいというふうに工夫された方もありますし、また、いろんなところへ出向いていろんなヒアリングをされた人たちもおられるわけでありまして、そういう努力をさせていただいて、我々のところにそういうものが上がってくるように、また、こういう全体会合を開かないと、全体の税制の論議というのはできませんので、なるべく多くのこういう会合を我々としては持ちたいということだけ申し上げて、あとは大変申しわけありませんが、今の議論を続けていっていただければと思います。

〇・・・・議員

峰崎副大臣は冒頭のごあいさつで、皆さんで作りに上げていきたいと、こうごあいさつされたわけですが、しかし、皆さんで作りに上げていく、そもそも会議の体制になっていないではないかという指摘が、今まで行われたわけですが、それに対する回答にほとんど今のご発言はなっていないと思います。とりあえず会議開いて言わせとけばいいやと。それから、配布資料もこんなわけのわからない薄っぺらい資料だけ配布して、皆さんが手元に持っている資料はもっと膨大な資料があると思いますよ。それをなぜ配らないのかよ

くわからないし……。そうじゃないと議論できないじゃないですか。たったこんなもん、ただ項目だけ羅列したものを持ってこられて、これで議論してください、何を議論するんですか。だから、こういうばかにしたようなことをしているから、みんなが不満を持つんですよ。

さらに、今、〇〇さんがおっしゃったように、デフレの様相を呈していると〇〇さんおっしゃったけれども、デフレだと政府は認定しているわけでしょう、菅さんが。

そういう状況の中で租税マニフェストを値切り、租税特別措置を見直しますと、すなわち増税しますと。これは経済学のイロハのイも知らない人たちの議論だということですよ。大変な経済に対してはめっちゃめっちゃマイナスのインパクトじゃないですか。

暫定税率の廃止にしてもね、暫定税率の廃止にしても火事場泥棒みたいに、環境税に振りかえればええわと、これ菅さんが言っているんですからね。国家戦略室は戦略室の設置規則を読めば「税財政の骨格を調査し決定する」と書いてありますよ。税財政の骨格を決定する大臣が、暫定税率を廃止して、かわりに環境税を導入しますと、マスコミに向かって堂々と言えば、それは政府の決定だと思いますよ、担当大臣なんだから。民主党が暫定税率の廃止を掲げて運動してきたことと、環境税と何でそんなふうにくっつけられるのか、私には到底理解できないですね。その辺のこともしっかりまず仕切っていただかないと、とてもとてもこの議論に入れないうすよ。

〇〇〇〇議員

私もですね、政府の経済に対する共通認識、そして、私はデフレ、平成恐慌だと思っていますけど、不況どころじゃなくて、それに対する予算をどうつくるか。そして、それに対して税制がどういう役割を果たすのかと、税調が。そういうことが全く抜きに、小手先の税調をやっているんですよ。この政策税制措置の見直しの指針、「6つのテスト」を見てもですよ、先ほどから話が出ている、どうやって経済をよく立て直すんだと、デフレ経済から脱却させるんだという、全く論点がないんですよ、これ。この合理性や有効性や相当性だけじゃだめなんですよ。経済をよくさせるための税制をどうするか、その視点が全くないじゃないですか。

したがって、私は税収が減った分は、財務省が持っている特別会計に基金がたまっていますから、財投と、それから、外為と、そして、国際整備基金と、この3つに34兆円たまっていますか、これを税収が減った分は、今年の第2次の補正予算と来年度の予算に使う、使い切っちゃう、全部。使い切っちゃって経済をまずよくして、その上で、23年度

の税制改正で、この一番下にある「税制抜本改革実現に向けての具体的なビジョン」を作  
っていただきたいと思います、基本的にですよ。来年度でそんな急いでやったってしょうが  
ない。したがって、来年度は、減った分は財務省が持っている埋蔵金、全部吐き出させる。  
今年の第2次の補正予算と来年度の当初予算は吐き出させて、そして、23年度に抜本的  
な税制改正をして、前々から言っているように、新自由主義の考えに基づく税制はやめる  
ということです、これ。

したがって、先ほどから出ていますが、具体論で言えば、中小企業や庶民は減税で、  
大金持ちと大企業は増税ですよ。不公平税制を正す会という税理士の皆さんの会合がござ  
いますけれども、その人たちに税制調査会の専門委員会として入ってもらったらいです  
よ。その人たちが提案しているのを読むと、平成19年度で不公平税制を正せば、国と地  
方合わせて2兆1兆8,000億、平成20年度で2兆円、税金が増収になると提案をして  
いますよ。その半分だけでも23年度にいただければ、これは税金はちゃんと国が7兆円、  
地方が3兆円半分で入ってきますよ。ですから、しっかりこれは根本的な議論をして、2  
3年度の税制に向けて、改正に向けてやればいいですよ。

自民党や公明党がつくった、この2011年に消費税を景気がよくなったら引き上げる  
というのには、セットで大企業の減税が入っているわけですよ、法人税のですね。こんな  
のはとても認められる話じゃないですよ。大企業は、1億円以上の大企業は労働総研の調  
査によると、何と内部留保資金4兆29兆円もため込んだというんです。ですから、政府は  
少なくともそれを1%ぐらいは雇用対策に充ててくれと。そして、そのほかは将来に向け  
ての設備投資に充てて、そういう要請ぐらい経済界にしていきたいと思いますよ、私は。そ  
れぐらいの大きな考えで税制もやらなきゃ駄目だし、予算もつくんなきゃ駄目だと思いま  
す。以上です。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。

じゃ、今4人挙がっていますので、順番に回してください。

○・・・議員

私もやはり政府に入っていない人が、どうやってみんなのいろんな意見や知識を、政府  
のほうに入れていけるかという仕組みは、これは全体として必ずつくらなければいけない  
ということ、いろんな場面で申し上げています。そういう意味では、今日2つの部門が  
こういう形で開かれたということは、評価をしたいと思います。

その上で2点申し上げたいんですが、1点は、先ほど峰崎副大臣にお渡しをいたしましたけれども、たばこ税の話で、これは禁煙推進議員連盟の方から決議文をお渡しをいたしました。私どもは1本20円以上、ということは700円ですけれども、今、日本のたばこ300円で、各国の平均は大体600円、その少し上をたばこ税増税の後押しのために出させていただきます。40歳でたばこを吸っていない人は、吸っている人よりも3.5歳長生きをすとか、これは必ず健康のためにやっていただくということを明確にさせていただきたいと思っています。それで、ワンコインの範囲だと、特に未成年の喫煙が防止できません。価格を上げるということは未成年の喫煙防止に役立ちますし、結局、たばこ税で税収に貢献をしているといえますけれども、その3倍以上の医療費や労働力の失われる部分や、火事などのあれがありますので、結果的にそこでおそらく600円、700円だと依存性があるので、税収は減らない、上がるという試算がたくさん出ていますが、そこは税収が目的というよりも、健康が守られて、医療費を含めて全体としてのよくなるということでお考えをいただければ、これは民主党も方針の中で出しているの、医療関係者をはじめ大変期待が大きいところですから、期待を裏切らない範囲でしっかりとやっていただきたいというのが1点です。

もう1点は、先ほど峰崎さんもおっしゃいましたけれども、特に副大臣が集まると女性がだれもいません、人が。これは大臣もそうで、参議院が1人いらっしゃいますけど、そういう中で、先ほど子ども手当のお話がありましたけれども、これも控除から手当という全体の税調の考え方の中で、行き方に不公平な配偶者控除をなくしていくということが、一丁目一番地でスタートをした制度です。ところが、どうも政権をとるとそこに躊躇をする部分があって、なかなかこれは、ですから、その税制改正ができないから、今年は半額ということになっておりますので、来年、税制改正、全額を支給するときには、きちんと元へ戻ってやっていただきたいと。これはやはり扶養される範囲内で働くことによって低賃金に抑えられ、これからのやっぱり少子高齢社会の働き方の中で、もっと女性がフェアに働けるという意味もありまして、これは社会が子どもを育てるという手当に、高齢者の17分の1しか社会保障給付費が行ってない子どもに向けるというのが、そもそもでございまして、そうしたことも含めて、ぜひそういうものを取り組んできた女性たちの調査会もなくなりましたので、意見を汲む場をぜひ持っていただきたいと思っています。以上です。

○古本財務大臣政務官

では、・・・さん。じゃ、ちょっと肉声でとりあえず言ってください。マイクが間に合わない、すみません。

○・・・議員

参議院の・・・でございます。

租税をすべてゼロベースで見直すということは理解はするんですが、基準として10年過ぎたものを100件未満、1億という基準が本当はあるのかと思うんですが、もう一つ、逆にですね、10年以上やっていることに対して、期限を切っていることのほうがおかしいんじゃないかと、恒久化すべきではないのかというのも中にはあると思うんですね。

それはやはり、今、経済がこういった状態になっていることを見ますと、国際競争力をどう比較すればいいのかと、そういった視点も必要だと思えますし、特に日本は資源のない国ですから、そういった点もぜひ考慮していただきたい、その点を申し上げたいと思います。

○古本財務大臣政務官

はい、じゃ、・・・さん。

○・・・議員

参議院議員の・・・です。

これまで党税調にいましたが、廃止ということで、どうしても党税調で話すべき部分が、今回の制度で行き場を失っていると思うんです。今日のものでも平成22年度の税制改正の部分と中長期的に考える部分、これを分けるべきだと思います。税制の抜本改正、これに関しては別の形で定期的にミーティングを持って、税のあり方もしくは直間比率、こういったものに関してその討議をしたほうがいいと思います。今日の議論の中でも中長期的な部分も相当ありますから、その議論と平成22年度の税制に関しては、もう分けたほうがわかりやすいかなと思っています。

もう一つは、租税特別措置法、法案提出の仕方、いつも問題になるんですが、二、三百の法案が1つに入っていますから、できるだけ分けて提出してほしいなど、その過程で議論がしやすくしてほしいなど、こういった要望をしたいと思います。以上です。

○古本財務大臣政務官

・・・さん。

○・・・議員

衆議院の・・・でございます。

2点申し上げたいと思います。1つは、私自身が主税局で租税特別措置を担当してまいりましたので、租税特別措置というのは大変複雑なものがある、ぜひ透明化を、実態を明らかにしていただきたいと思います。作り方がございまして、1つは旗を立てるという意味で、相手省庁の顔を立てるだけで、全く空振りの租税特別措置法がたくさんあります。主税局がわざと適用できないように、適用の例が出ないように厳しい要件を入れることで、実は減税がほとんどないというものがたくさんございます。一方で、特定の企業だけがヒットするような、政官癒着そのもののような租税特別措置もございますので、そこはやはりオープンにさせていただくということをお願いしたいと思います。実態調査、これを特にオープンにさせていただきたい。その上で、こういうところでご議論をいただきたいと思います。

2つ目は、先ほど法人税のお話があったけれども、大変古いご議論を聞いているような、20年か30年前の自民党税調に戻ったような気がいたしました。大企業をいじめてもお父ちゃんの給料が下がるだけでございまして、お父ちゃんの給料が下がればお母ちゃんが悲しむわけございまして、日本の国際競争力を考えましたときには、法人税は絶対にこれは減税する以外にあり得ないわけでございますから、その点は強くご主張させていただきたいと思います。

最後に、この政策会議、せっかくの機会でありますのに、これだけ出席の議員の先生方が少ないというのは、これはおそらく先ほど来のご発言にもありましたが、既に皆さんあきらめておられて、こういう場でガス抜きだけに発言される。その場ではしようがないということで、これだけ出席議員が少ないのだらうと存じますので、その辺はどうかご理解をいただきたいと思います。

○・・・議員

すみません、・・・です。

まだ勉強の途中ですけど、2カ月前、私、医療の現場にいまして、3つほど述べたいと思います。1つは消費税の問題、それから、特別措置の廃止、それから、今、財務省が考えている事業税の導入です。今、皆さんご存じのように、歯医者さんはほとんど収入が5,000万、売り上げが5,000万以下です。これ特別措置を使わないと、かなり200万以下の収入でワーキングプアに入っている歯医者さんを、救えないという状況に入っております。

2つ目は事業税、これは皆さんご存じのように、ここには売り上げに、例えば1億円、

皆さん、病院が売り上げたと思います。そうすると、今、民間病院は3,000万の法人税をとられます。その3,000万に対して5%の県民税と、いわゆる市町村民税がかかります。ところが、この社会保険診療報酬に関しては、これは営利の目的ではないということで非課税だったわけです。これを事業税をかけるという案が今かなりの確率で出てきております。この2つ目。

それから、3つ目は消費税、皆さんご存じのように、病院というのは薬屋さんからお薬を買って、それに対して消費税を払います。当然、皆さんご存じのように、患者さんにお薬を出すときは5%もらわなくてははいけない。これはできておりません。これ大体20億の売り上げで7,000万ぐらいの損失になっています。民間は皆さんご存じのように、1億円売り上げたら3,000万法人税とられます。市立病院はゼロです。固定資産税も0です。事業税もゼロです。皆さんよく中小企業はどうして生きていくかということは口にします。日本の9割は民間病院なんです。これで本当に爪に火をともしような利益を何とか上げる。市立病院は大体5億から20億税金を投入して運営しております。民間病院は0です。

その0の民間病院ですね、その3つをもし外すようなことがあれば非常に大変なことになると思います。これは人工呼吸器を多分外すようなことに私はなるんじゃないかと思っています。かなり皆さん朝早くから本当にご苦労さんですが、それをぜひ私は考えていただきたいと思います。人を大切にする民主党政権ですから、ぜひその辺をお考えになって、その3つを外すと本当に延命装置を外しかねないということで、本当に皆さんいっぱい議論を尽くしていただいて、ぜひこの実情をわかっていたいただきたいと思っています。ありがとうございました。

○古本財務大臣政務官

・・・さん、どうぞ。

○・・・議員

すみません、衆議院の・・・であります。政務三役、ご苦労さまでございます。

1点だけですが、もう政治の信頼、一言に尽きると思っております。マニフェスト型選挙がようやくと始まったところでございまして、その中で暫定税率である子ども手当であり、一方で鳩山さんの25%の公約といったものもあります。そのバランスをとるのが政治だとも思いますが、ただ、政治をやっとスタートを切った信頼できる政治という、マニフェスト型の政治というものを、やはり定着させていただくためにも、一般の有権者とい



うのはある政治学者に言わせると、ちら見とって、ちらっと見てもう決めてしまうということだと思しますので、今回の政権がマニフェストを守れるかどうかという点は、がちがちに守れと申し上げているわけではないんですが、微修正にとどめるということで、何とかお願いしたいと思っておりますので、この点だけ政治の信頼ということで、政務三役、ご尽力いただきたいと思います。以上です。

○・・・議員

参議院議員の・・・でございますが。

私この前の税調、野党時代の税調に参加させていただいて、ずっと見させていただいていますが、今回やっぱり1つ思いますのは、やっぱり議論がございましたように、景気、雇用が非常に悪化している中、やはり景気と雇用というのを全面に打ち出すぐらいのことを、やっていただかなきゃいけない状況だと思っています。おそらく財政の支出があり、税制が変わり、そして、金融政策も変わると。すべてをトータルを景気対策、雇用対策に集中しているというような見せ方を、ぜひしていただきたいと思います。やっぱり税制と財政とばらばらに見えるようなことは避けていただきたい。

それともう一つございますのは、やはり小さいところですが、やはり中小企業は非常に苦しんでいる中、雇用を支えていただいておりますので、そこには明確なメッセージを発信していただきたいと思います。私はここはもうぜひお願いします。ちょっと昨日今日の新聞とかを読んでいると、仕分け調査で中小企業さん削減とかいう話は、やっぱり大きなマイナスメッセージだと私は思うんですよ。ですから、そういうものをやっぱりきちんとメッセージというものを、発信していただくことをお願いしまして意見にさせていただきます。よろしく願いいたします。

○古本財務大臣政務官

どうぞ。

○・・・議員

参議院議員の・・・でございます。

この「地方税における税負担軽減措置」の資料の7ページと17ページに関連して、質問というよりも意見を述べさせていただきたいんですけれども、外貿埠頭公社関係の特例措置なんですけど、やはり日本の港湾機能の国際的な競争力を高めるためには、必要な措置であると考えております。先日、前原大臣が羽田をハブ空港化して、日本の空の国際的な競争力を高める旨を表明されました。我が国の港湾においてもやはり多くの貨物が韓国の

釜山などに奪われ、京浜、伊勢、阪神などの貨物取扱量は伸び悩んでおります。空と海のあくまでも国際的な競争力を高めるため、特例措置の延長を行うべきだろうと考えております。

○古本財務大臣政務官

じゃ、一巡しましたね。あ、・・・さん。

○・・・議員

皆さんのおっしゃることももっともなんですけど、景気が悪いから、デフレだから、また支出のほうが苦しいから、減税でその穴埋めをしろという議論は私は賛成ができません。前政権に8兆円もの見込み違いを出して、発射台が相当下がっているわけですけども、これを全部借金で埋めるということになると、これは相当な私は財政的な危機が訪れてくるだろう。それはまた景気にも悪影響を多分もたらすであろうと思っていますんで、できるだけ新たな積み増しされる国債を、減らすということをやはり考えていかなければならない。一方で必要経費の捻出なわけですが、消費税論議については一応封じてしまっているわけですから、それ以外のところで考えなければならぬ。バランスと、所得の再分配を含めたバランス論というのを、やっぱりきちんとやっていかないと、国民は到底納得をしてもらえないだろうと思います。

そういう中で、私が先日来主張しているのは、輸出免税3兆円近く出てまいります。多段階の付加価値税として一応組まれているものですから、最終消費者が海外にいるからといって、輸出企業について国民から幅広くとったもののうち、1%分、3兆円近くを還付しているという姿は、バランスがやはりとれないだろうと思っていますので、ここに当然目をつけるべきだと。消費税論議を封じているかといって、ここまで手をつけないということはないだろうと私は思っています。付加価値税、付加価値を上げてもうけているわけですから、そこについては当然仕入れにかかる課税についてはのんでもらうということをするべきだと。

それは医療費の問題とも絡みますけれども、1対1で対応していません。医療費については最終非課税になっておりますから、医療機関はそれをのんでいるわけです。その分だけ診療報酬で見ているということになりますけど、1対1対応してないんですから、税理論上は当てはまりません。あくまでも他の方から措置をやっているんで、税理論上は当てはまらないんですから、この医療と同じように輸出免税についても非課税にし、その仕入れにかかる消費税については価格として認識をし、負担をしてもらおうということは当然あ

ってしかるべきだろうと思っております。そこで3兆円近くが出てくるというのは、かなり大きな話だと私は思いますし、そのほかにもバランスを是正するという意味から、出せる捻出というものもあると思っています。ただ減税、減税のオンパレードでは、私は将来に禍根を残すと思っていますので、慎重に対応していただきたいと思っております。

○古本財務大臣政務官

じゃ、これで一度答弁させていただきます。

○峰崎財務副大臣

かなりいろんな意見を出していただきましたけど、最初に・・・さん、資料、1次査定した資料がですね……。あ、もうおられませんか。次回はきちんと皆さんに配れるようにしていこうということでございまして、決して情報を遮断しているわけではありません。各省庁から出たものを積み上げますと、こんな分厚い資料を私たちは目の前にしておりますが、ほんとうに膨大な資料があることは間違いありませんので、可能な限りそれを出していくということについてはお約束したいと思います。

それで、先ほど来、経済政策のデフレの問題だとか、様々な問題出ているんですけども、税制調査会でそれを議論する場なのかなということも実は思っているんです。もちろん議論する土台として進めていいんですけども、そういう昔は例えば月例経済報告を毎月1回やっていたんです。そういう会合が、残念ながら、内閣では今やっているらしいというか、私は出ていませんが、そこはやっているんですが、そういう意味で、もう一度、私たちの今の政策決定の仕組みは、各省庁ごとの政策会議で実は議論するというので、他の省庁と一緒に議論するのは、この会合だけじゃないかと私は見ているんです。そういう意味で、もっと経済政策をみんなで勉強するために、そういう場を各省庁に要求されるなり、あるいはデフレ対策について議論をするような政策委員会をつくるとか、そういう点での工夫がこれからはやっぱり要るのかなと思っておりますので、それはぜひ私たちが前向きに受けとめて、税調は税調でやりますが、ぜひ税の議論というのは理屈の議論だと私は基本的に思っているんです。

もちろん減税するとか、増税するとかという、そういうマクロの経済政策になれば、当然それは経済政策に絡んでくるんですが、1つ1つの税というのは国民から、ある意味では、要するに財産権を侵害をするわけですから、当然、これは理屈がきちっと立っていないといかんわけですね。ですから、租税特別措置というのを私たちは非常にこれを問題視してきた背景というのは、なぜ儲かっている企業にさらに補助金を与える必要があるのかな

という理屈がきちっと立たない限り、これは国民の皆さんに租特を与えていますよということの説明に、なかなかならないんじゃないかということベースに置いているんです。

それが公平性よりも効率性を優先したほうがいいという場合は、当然それは必要とされるでしょうし、先ほど・・・さんからあったように、これはもう10年、20年続いているけれども、もうこれは2年、3年に1回の審議ではなくて、これは恒久化したほうがいいというものは、もう恒久化しよういということも、我々の政策の中に出しておりますので、経済政策論として税制を考える場と、いわゆる租税論として税制が改革をどういう方向に持っていくかというときは、私は公平・中立・簡素というのはかつての考え方ですけども、今回の民主党のベースは公平・透明・納得と、この3つを基本にしながら進めていこうじゃないか。そこは主に私たちは今までの自民党の税制調査会のやはり透明度が足りなかったのではないかと、あるいは納税者の立場から見ると納得できなかったのではないかと、こういう観点から今見直しをしているということでございますので、経済政策論として議論するんだったら、また経済政策論と租税政策というのは1回大いに議論したらいいポイントじゃないかというふうに、私自身は思っているところでございますので、ぜひそういう立場でこれからも内閣の中に、私たちの意見反映ができるところはしっかり反映していきたいなど。

それから、先ほど・・・さんから、私も税制調査会の今の委員のメンバー見たときに、正式メンバーではだれも女性がおられない。社民党の政審会長だけが女性1人おられるということで、ジェンダーという視点というのは、これはおそらく21世紀、これから我々は絶対見失ってはいけない視点なのに、そういう視点が弱いなということで補充を考えていただいたわけですが、ご存じのように官職のない人間はこの制度に入れられない。その障害に今ぶつかっておりますので、私はできれば内閣府あたりに税担当のいわゆる補佐官を、何人か置いていただければなというふうに思ったりしておりますが、これは今後の内閣の中における要求する問題だろうと思っております。

それから、ご指摘を受けた中で・・・さんから、もうこれは四百何人いて、私は今日はもう満杯で入れなくて、席がないのをどうしてくれるという声が出るのじゃないかと思っていたのですが、時間の設定も悪いし、多分、これが政府税調の総会だという認識が、あまりないままに今広がっているのではないかとということで、ちょっと我々の広報・宣伝のあり方も足りないのかなと思っております。もっともっとやはり多くの方がそれぞれの、ある意味では政治家としてのキャリアを積んでおられるわけですから、それを背景にした

声が絶対に出なきゃおかしいし、出るべきだと思っているのです。それを受けとめる場として、こういう場を設けておりますので、これは今日の出席状況は前回よりも私は少ないのじゃないかなと思っております、ぜひまた周りにおられる方に、税の議論の場はここだよと、そこへ行っていろいろみんなで見交換をしよう、そして、税調に文句言おうと、問題提起しようということ、ぜひ心がけていただければなと思っております。

ちょっと帰られたんですが、消費税の問題だとか細かい税の提起を受けておりますが、これらについて我々はいろんな、今日はそれ1つ1つに反論いたしませんけれども、ある意味では非常に貴重な提言だということを受けとめさせていただいて、あと、地方税のほうでの関係であれば、渡辺副大臣の方に譲っていきたいと思います。

#### ○渡辺総務副大臣

脱官僚を言う民主党が、官僚答弁みたいなことを言うわけには私はいきませんのではっきり申し上げます。先ほどマニフェストの話がありました。まさに私がこだわっているのはそこなんです。暫定税率をやめますと言って2兆5,000億円の減税、内需を拡大するんだと言って、これが先送りをされるとか、あるいは環境税に振りかえられるなんていうことがやっぱりあったら、民主党のマニフェストって一体何だと、もう参議院選挙なんか聞えませんか。マニフェスト自体が信頼されません。これはもう谷垣総裁あたりがですね、民主党のマニフェストなんかこんなもんですよと、皆さんだまされましたねってやられちゃいますから、もうはっきり言うとそのうこととさせていただきます。私はきょうこの後、菅さんの戦略室にも行きますけれども、やはりマニフェストは守らなきゃいけないと。これはやっぱり約束しないと、民主党に政権がかわって何か霞ヶ関にとって、結局物わかりのいい党だったんじゃないか民主党は、というようなことでも思われたら、もうこれはとても我々の存在価値がなくなるわけとさせていただきます。

もう一つ言うと、環境税の話は国なのか地方なのかという議論もこれからでございます。ただ、しかし、それが本当に建前はどうか、実際は穴埋めに使われるような、何か本当それこそ急遽つくられたような、にわか作りの環境税をつくってしまったら、国民福祉税の二の舞になると私は思っているのです。結局、突っ込まれてぼろぼろになっちゃって、撤回をするなんていうことになったら、これはもう目も当てられませんから、やるんなら私は真剣に、本当に様々な業界団体の利害関係する人の思いを乗り越えて、やっぱり作っていくような環境税でないと、税をつくるというのは、これは一内閣の一事業でございます。消費税が導入されるまでの大型間接税をめぐって、一体幾つの内閣を経て、幾つの内

閣がそれを何度もしようとしてつぶれていったかと。こういうことも考えると、税をつくったら大変な責任だと、新税をつくったら大変な責任だと思っています。

結びに申し上げますけれども、この地方税がもし穴をあくとなれば、これをどう穴埋めするかと。財政規律の問題と税収と国債の発行のはざまの中で、だけでも、マニフェストはやっぱり守らなければいけないと。その中でぎりぎりの苦勞をしていることは、ぜひご理解をいただきたいというふうに思うんです。

それから、具体的な話がありました・・・先生の社会保険診療に係る部分ですね。これについては昨日小川政務官が、税調の後の記者会見の場でも申しあげましたけれども、やっぱりこれも大変事業税をかけるというのが、営利事業ではあるのかなのか。しかし、国税のほうでは法人税がかかっていて、なぜ地方税はかからないのかと、そういう議論もあります。これについては少し時間をかけて、来年度いっぱいかけてこれ議論しようじゃないかということも、昨日、それが望ましいのではないかという意見も付言されて、そういう方向で行くのかなというふうに思っております。いずれにしましても、私どもは税収がどうなるのかということと、そして、やっぱり国債を発行することに対しては世論が大変厳しい。しかし、マニフェスト守らなければ民主党の信頼が揺らぐと、この3つの中で連立方程式を今何とか解決すべくやっているということ、ぜひご理解をいただき、また信頼もいただければと思います。地方税の分野から以上でございます。

○古本財務大臣政務官

続いてどうぞご意見をいただきたいと思えます。はい、どうぞ。

○・・・議員

手短に3点申し上げます。今も渡辺副大臣から先ほどの開業医の優遇、事業税の優遇措置について今朝の新聞でも報じられていますが、先送りをするという話が出ておりますが、こういう話こそ片方でも今の議論の中で、中小企業をはじめ事業税をそのまま残すのであるならば、これこそ1958年に診療所が圧倒的にないときにできて、まさに日本医師会からの圧力で残すような形になるわけで、この議論こそ時間をかけるんじゃなくて、即座に廃止をすべきだと思います。

逆に拙速を避けるべきは、先ほど来出ております地球温暖化対策税だと思います。これEUでも国内排出量取引制度との兼ね合いの中で、様々な措置を環境税にかけているわけでありまして、それを暫定税率撤廃して、また新たに同時にこれをやらなければ、なかなか新設するのは難しいから、それこそ拙速にこれを導入しようという議論があるように報

じられておりますけれども、この話こそしっかりと議論を重ねて、例えば国内排出量取引制度の話は今議論が始まったばかりでありまして、オークションをとるとするならば、片方で石油ガス税があり、オークション方式ということになると三重課税のような話にもなりますので、そこはしっかり中での議論を積み重ねていただいて、拙速な議論を避けるべきだと思います。また、石炭・ガスに対してEUでも産業へのさまざまな配慮をしておるわけで、そのこともあわせて議論の中に組み込んでいただきたいと思います。

それで、最後に研究開発投資減税に対して、大変厳しい議論の流れになっているように聞いております。片方で今も事業仕分けで大きな論議になっておりますように、予算のほうがああいうふうな厳しい形で見直しがかかけられ、片方で税のほうも厳しい話になると、先ほど来、デフレと断じられた経済情勢、どのような対策を打っていくかということが案じられる中で、税と予算の両方から今のような話になりますと、非常に深刻な話になるということが危惧されるわけで、その両方の兼ね合いを考えながら、税制のとりわけ研究開発投資減税に係る議論を進めていただきたいと思います、これは要望いたします。以上でございます。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。いかがでしょうか、はい、どうぞ。

○・・・議員

・・・です。

ナフサの件です。先生から先ほどお話がありましたけれども、強調したいと思います。ナフサに対する課税、試算によりまして、3兆円とか3兆6,000億とか、この国税の14・15ページのところに少し載っていますが、これは非常に大きいインパクトを持ちます。2点から、あるいはもう一つ、このインパクトも含めて3点、おかしいのです。原材料に課税すると、製品について例えばたばこだとか、たばこの葉に課税するんじゃなくて、たばこに課税する、最終製品に課税する、これは道理が通るのですけれども、材料に、しかも基礎的な材料に課税するというのは国際的にないと。それが日本だけ本税であるということ、そもそも本税おかしいわけですね。じゃ、これはそもそも何でできたかという、明治時代の戦費調達でできたものでありまして、もう役割を終わっております。ですから、本税で課税、租特で免税、そういうやり方でなくて、そもそも本税でなくすべきだと私は思います。よろしく申し上げます。

○古本財務大臣政務官

じゃ、一巡したようですので、・・・さん、どうぞ。

○・・・議員

まだ出てない観点で2点申し上げたいと思います。1つは、景気の話が出ましたが、いわゆる金融市場における影響なんですけど、増税をしましても国債発行金額が増えたら金利は上がって、800兆円の借金の金利が1%上がりましたら、8兆円の歳出増になりますから、やはり国債市場がどういうふうに反応するか、こういった観点でもぜひ議論してもらいたいと思います。関連しまして、あと株式市場に関しましても、キャピタルゲイン課税、10%に限定措置がされていますが、これを延長するかしらないか、これによりまして株式市場の影響もあります。ぜひここも議論してもらいたいと思います。

あと、地方税の話、地方主権の話がありましたけど、これは中長期的な課題で、都道府県に対して地方消費税の徴税権、例えば東京都は個別に1%、2%消費税を上乗せをすとか、そこまで議論をしていく必要があるのかなと思います。今の議論といいますのは、税源をただ単に国でとって移すだけという形ですが、本当の地方主権でしたら地方自体に徴税権を付与する、こういった議論もぜひ議論していただきたいなと思っております。以上です。

○古本財務大臣政務官

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○・・・議員

衆議院の・・・と申します。

もうこれは前提にされていると思ひまして、先ほど副大臣も経済の話はここではというお話があったんですが、それでもあえて、その経済がグローバルになっているということに対するメッセージが、やはり欠けているんじゃないかと。私も新人ですから、もちろんこの民主党政権を期待したい有権者から選ばれて、ここへ立たせていただいていると。今日もこの後、木曾路に帰るんですけども、最近よく言われることは、民主党に変えた結果がよく見えないと、メッセージが読めないんだと。どうして民主党にしたんだっけというのをよく言われます。

この税に関してだけ言いますと、中小企業の皆さんというのは、とにかく富を守るために営々と代々、私、特に京都なもんですから、十何代続いておられる方々おられる。おそらく富の蓄財をされているだろうが、それが非常に減ってきているということをはっきりおっしゃいます。これからもしこの国がこの道を誤るのであれば、その富を外へ出さざる



を得ないということをはっきりおっしゃっています。それは富がもうグローバルに動くからです。今回の税制の議論が日本の国内の粘土細工で、切ったり張ったりという議論であれば、なるほど、税理論の中で理解できる話であったかと思うんですが、これグローバルの中で富が自由に移動する時代に、長く富を蓄積されてきた中小企業の経営者の方々が、富を外へ出すということを少しちょっと真剣に議論いただきたい。長く富を蓄積していない方であっても、例えば事業所税の問題で、このままでは工場をここに置いておけないという方の議論も、経産省との委員会の中でヒアリングをさせていただきまして、動くんだということを前提にした議論をお願いしたい。

それから、もう1点は、今回のゼロ次査定の中で、研究開発の方を中小企業は延長やめて、しかし、交際費の方は認めるという話がありました。これは全くあべこべであろうと思います。この種の入れかえの議論は多々あるんですが、私はそれよりも大事なことは、日本が、今、法人税実効税率40としたときに、中国・韓国はもう25~20へ向かっている。先ほどのグローバルな話と一緒に、そういう全体の税率の議論が非常にイコールフットイングの議論を、もう私の地元の中小企業の方々も、もう非常に強く考え始めていて、単純にしてくれということを行っています。租特はおそらく長い歴史の中で、官僚の方と一緒に政官財一体となって、いろんな理屈があったんでしょうが、もう今や複雑過ぎてわからない。わかるのは担当の財務官等々所管官庁の官僚と、それにくみした族議員の議員さんであったということから見てもう意味がないと。なら、40をちょっとお恥ずかしいですけど、40を30ぐらいにする議論をして、下がった分を各企業がどうお使いになるか、研究開発に使う方もおられるだろうし、研究だけじゃないですね、流通のチャンネルを開拓することだって大事なこれは開発です。ですから、何に使うかは企業にらせていくという単純化をぜひともお願いしたい、この2点をお願いいたします。

○古本財務大臣政務官

どうぞ。

○・・・議員

・・・といいます。

ちょっと総括的にというと失礼ですけれども、渡辺副大臣が先ほどおっしゃってました財政規律とか、マニフェストとか、国債発行とか、そういったベクトルをいろいろ考えながら進めるのは、非常に難しいところだとおっしゃっていただんですけども、むしろ場面を我々代議員に与えていただける機会があったらなと思うんですね。なぜかという、

僕も代議士になって初めて国会というものを味わいました。民主党の悪口を言うつもりはありませんけれども、議論がかみ合っていないんですね。決まったように定例的なことをやって、しかも問題提起の発言者と回答の大臣が、全くかみ合っていないでもそれで素通りしてしまうという、こういうのが国会であります。これが政治主導とっていいのかどうかということなんです。

つまり何が言いたいかというと、今おっしゃったように減税して、それから、国債発行しても金利が上がる。ほんとうに今の状況で金利が上がるのかどうか、そういうことも踏まえて、もっともっとうこういうところを政策提言の場に、僕の個人的な意見は、どんどん国債発行しても景気をよくするのが第1だとか、要するに政策の第1順位というものが、当然、皆さん代議士の中でたくさん持ってらっしゃると思うんですけども、そういうような発言の場というものをチャンスを与えていただきたい、そう思うんですね。つまり、今、副大臣がこれから菅大臣とお話しして、そこで「それは我々だけで決めるんや」というようなことを、おっしゃっているようなちょっと口ぶりだったものですから、むしろそういう場で税金の問題をしていったらいいかなと思っています。

○古本財務大臣政務官

どうぞ。

○・・・議員

どなたからも出ないんで少し申し上げたいんですが……。

○峰崎財務副大臣

お名前を、すみません。

○・・・議員

失礼しました、衆議院議員の・・・と申します。神奈川県です。

過去の大掃除をするのが今回の税制の検討の一番大事なところであって、経済政策をどうするかという観点は、どちらかというと、2次補正、あるいは来年度予算のほうに重点があるというように、峰崎副大臣のお話、私は拝聴しました。私は基本的にそれでいいと思っているほうなんですけど、過去の大掃除という意味で、むしろポジティブにやっけていかなきゃいけない部分として市民公益税制の話、これは今までの自公政権でなかなか進まなかった部分であり、かつ我々民主党マニフェストの中でもこれをかなり上位に位置づけて、推進していこうというふうに位置づけておりますので、ぜひとも特に事業性のある介護ですとか、ああいった分野のNPOが大変苦しんでいらっしゃる。これ取得できないわけで

すね、いわゆる認定法人を。ここについてはぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○峰崎財務副大臣

9時半から参議院の方々はまだ議員総会が始まりますので、何点か出されました。私はやっぱりこういう発言の場を、今、・・・さんですか、おっしゃられたのがほんとうに重要な気がするんですね。ですから、私たちは税制改正の答申を出すまでの間に、もう一回というふうに考えていましたけれども、場合によってはもう一回、2回ぐらいですね、しっかり皆さん方の、我々の意見をまとめていく過程で、何とか議論の場を作り上げていかなきゃいかんかなと思っておりますので、その点はぜひご理解をいただいて、またぜひ皆さんの仲間にもですね、私はこの間も前回は申し上げました。次の総選挙は多分負担増をお願いしなきゃいけない選挙になりますよと。そうすると、そのときに税をいかにわかりやすく、そして、国民の皆さんに説得力を持って答えられるかということが、それぞれの議員に問われてくるんだと思うんですね。そういう意味で、ぜひ多くの仲間の皆さんに参加をしていただいて、そして、やはり民主党らしい税制を作り上げていくために、一緒に作っていきなさいと思っておりますので、ぜひその点はよろしくお願いいたしますと思うんです。

それから、・・・さんの発言ございました。いわゆるグローバル化の視点が非常に弱いんじゃないかということで、私も実は今日詳しく述べていませんが、国際課税とか、そういうこともあるんですが、大きくやっぱり、過去、貿易の自由化、資本の自由化、人の自由化、この国境を実は閉じていた時代には、実はある意味では国内の社会保障政策で、所得の再配分含めてかなり効果があったと思うんです。だけど、それがやはり国境を開いてしまったグローバル化の時代においては、よく言われるのは、例えば最高税率上げりゃいいじゃないかというような議論がすぐ出るんですけども、やはりそうじゃないんじゃないか。やっぱりあるいは企業に負担を求めればいいじゃないかという意見すぐ出るんですが、そうじゃなくて、やはり我々はこのグローバル化した時代の中において、どんなやはり経済財政施策とっていくか、所得再配分政策とっていくか、あるいは分権化をとっていくかということが、全部問われてくるんですね。そういう意味で税制全体がグローバル化に向けた私たちは問題を提起しようと思っておりますので、最後の「税制抜本改革実現に向けての具体的なビジョン」というのは、そのことをやはり明確にしなきゃいかんというふうに思っていますので、そこはまた大いに議論をさせていただきたいポイント

トだと思います。

それから、もう一つ、先ほど今おっしゃったいろんなところで、大変重要なことをおっしゃったと思うんですが、それは租税特別措置を見直して、どんどんどんどん見直したものをどうするんだといったときに、実はレーガン税制のときもそうなんですけれども、やはり課税ベースを広げて、そして、税率を下げていくと。私、中小企業の税率を11%に下げるとい、今、考え方出ているんですが、そういうときも、やはりほかの租特はたくさんあります。中小企業に関して、おそらく7つも8つもあるんじゃないか。そうすると、その7つも8つもあるものの租特というのは、条件がつけられているんですよね。ところが、税率を11%といったら、もう他のすべての中小企業は税率11%で済むわけですよね、法人税の税率。ということは、わかりやすくしていく、簡素にしていくということが、実は多くの法人の皆さん方にとってみると、あ、もう税率がこんなに下がってくるんだしたら、大いに頑張ろうというふうになるんで、やっぱり租税特別措置というのは、特別にいわゆるもうかっている企業だけが、恩典を与え続けることのデメリットもよく考えなきゃいけない点があると思いますので、私は、今、・・・さんのおっしゃられた発想が、これからの税制改革の基本になきゃいけないんだと思っていますので、それは大いに心強く思ったところです。

それから、・・・さんおっしゃったところで、私たちは今非常にナローパスというのを思っているんですけども、信頼する政府を作らない限り、次に国民の皆さんに負担増を求められない。そういう意味での民主主義の大きなやっぱり我々重圧というか、そういう意味での国民への信頼感を勝ち取っていくための努力を進めなきゃいかん。しかし、市場は待ってくれるかどうかというのが実は大変、今、円高がどんどん急速に進んでいますが、我々見ているのはやはり市場金利、10年物の国債の金利が一時1.5ぐらいまで上がったんですね。そういう意味で、市場の方はこれ待ってくれないわけですから、そういう意味で、市場が待ってくれないことに対する財政の規律のメッセージという問題と、景気の問題と、それから、やはり国民に対する我々の信頼をどうかちとっていくかという3つ、大変狭い道を我々は、今、鳩山政権全体は直面しているんじゃないか。その中で税のあり方も考えていかなきゃいかんなどということを、私自身はこれまでも言ってきたところでございます。

それから、・・・さんから最後おっしゃった点なんですけど、ちょうど政権交代、ある意味では本格的な政権交代をして、私たちは今税制改正に取り組んでいるわけですから、先ほど・・・さんの話があって、新自由主義になった税制改革はだめだよとおっしゃっているん

ですが、何が新自由主義かは別にしても、これまでの80年代の第二臨調が発足して以来の、いわゆる経済政策というものは、あるいは税制改革も、どういう問題があったのかということと、これから21世紀に向けてどんな税制を組み立てなきゃいけないのかという将来像と、これはちょうど、今、私は転換点に来ていると思うんです。昔から言われているのは、大きな税制改革ができるのは恐慌と戦争だと、こういうふうに言われているんです。リーマン以来のショックが私たちの直面しているわけですけども、そういう意味では、やはり大きな転換をするのは私は非常にチャンスだと思っていますんで、大掃除というのはまさに転換を訴えて、私たちはやっていきたいと思うんですが、今年度でそれがどうできるかというのは非常に時間もありますが、しかし、少なくともビジョンを、将来はこんなような社会をつくるために、こういう税制改革やりましょうというふうに、展開できればいいなと考えていますので、これは総務も国家戦略局もあって、そして、皆さん方にもその原案その他もこれからもお示しできると思いますので、ぜひそういったところを追求していきたいなと思っています。

個々のナフサをどうするか、細かい税のことについては今後も税調の場でも議論しますし、いろんな意見をいただきましたので、原料課税のあり方、あるいは、・・さん帰られましたけど、消費税の仕向け地原則という、これは世界各国でやっている原則を、日本だけが変えて輸出について0税率を、これをやめるかやめないかというのは、それこそ世界の中で日本だけがそれをやるのが、できるかどうかという問題ありますので、これは原料課税の問題と絡んで大きい問題だと思っていますので、それらの点については、また税調全体で議論していきたいと思っています。

とりあえず私のほうからは以上です。

○古本財務大臣政務官

総務、お願いします。

○渡辺総務副大臣

先ほど国債発行しても金利は上がらないんじゃないかというご意見もございましたけれども、しかし、財政規律ということは当然我々最低限というか、もうこれ遵守すべきもう守らなければいけない筈だと思っております。ただしかし、税収が12月10日前後にある程度わかってくれば、実際どれぐらいに予想する規模なのかどうなのかということも、ここで現実として突きつけられるわけがございます。そして、マニフェストをやっぱり実現をしないと、例えば4年間でやればいいんだから、来年度でなくてもいいというような

例えば私は考え方に立つと、民主党のマニフェスト、あの熱狂的な支援を受けた中で、我々、どなたかさっきおっしゃった、何で民主党に変えたんだっけという、まさにそこを裏切ってしまったら、我々のよって立つところなくなるだろう。そういう意味で、私はその3つの中で、私らのマニフェストを実現する側の人間でございますから、さりとて国債の発行ということはやっぱりこれ以上、民主党政権になったら国債を増発したということも、これはまた多く有権者の信頼を裏切りことになります。しかし、税収はないという現実も突きつけられる中で、そういう意味でどうするかということを、私は戦略室で話をするわけでございます、そこで何か別に政治的にちょうどいいところで、まとめようなんていうところでは考えているつもりではございません。ややもしますと財政規律を優先して、すべて先送り論になってしまうと、これはゆゆしきことになる、さりとて現実もある。その中で葛藤しているんだということを、先ほど私は申し上げたところでございます。そういうことでございます、誤解ないように。

それから、言っていることと答えたこと、かみ合っていないじゃないかと言いますけれども、まさにそのとおりでして、これは記者がみんなペン持って、あそこで帳面持ってむき出しでやっていますから、迂闊なことを言いますとこれ全部政府の発言になって、こういう方針だと書かれます。今日の皆さんの発言も記者は全部メモっています。この人がこういうことを言ったとあって、党内不協和音というふうに書かれます。党内からこんな声が出ているということも覚悟の上で、これはぜひ皆さんこの後の取材に答えていただければと思います。以上でございます。

○古本財務大臣政務官

じゃ、半から参議院の総会ということですので、これで終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

どうもありがとうございました。